

令和6年度  
都道府県・政令指定都市日本語教育担当課長連絡会議  
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

令和7年1月16日(木)

文部科学省における日本語教育施策について

文部科学省 総合教育政策局  
日本語教育課長 今村 聡子



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# これまでの日本語教育に係る課題



## 教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



## 情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



## 地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）



# 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

## 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

## 概要

### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

#### (1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

#### (2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

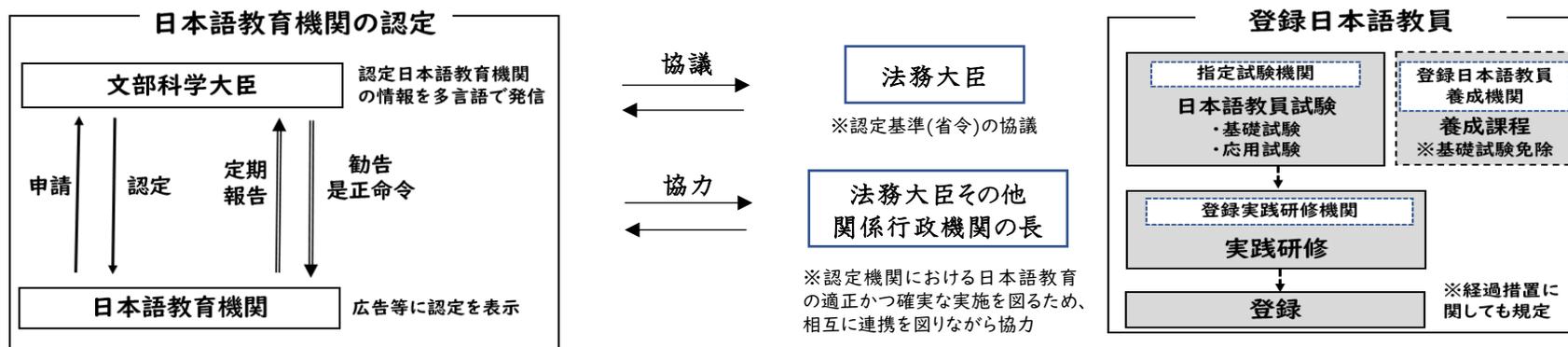
#### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

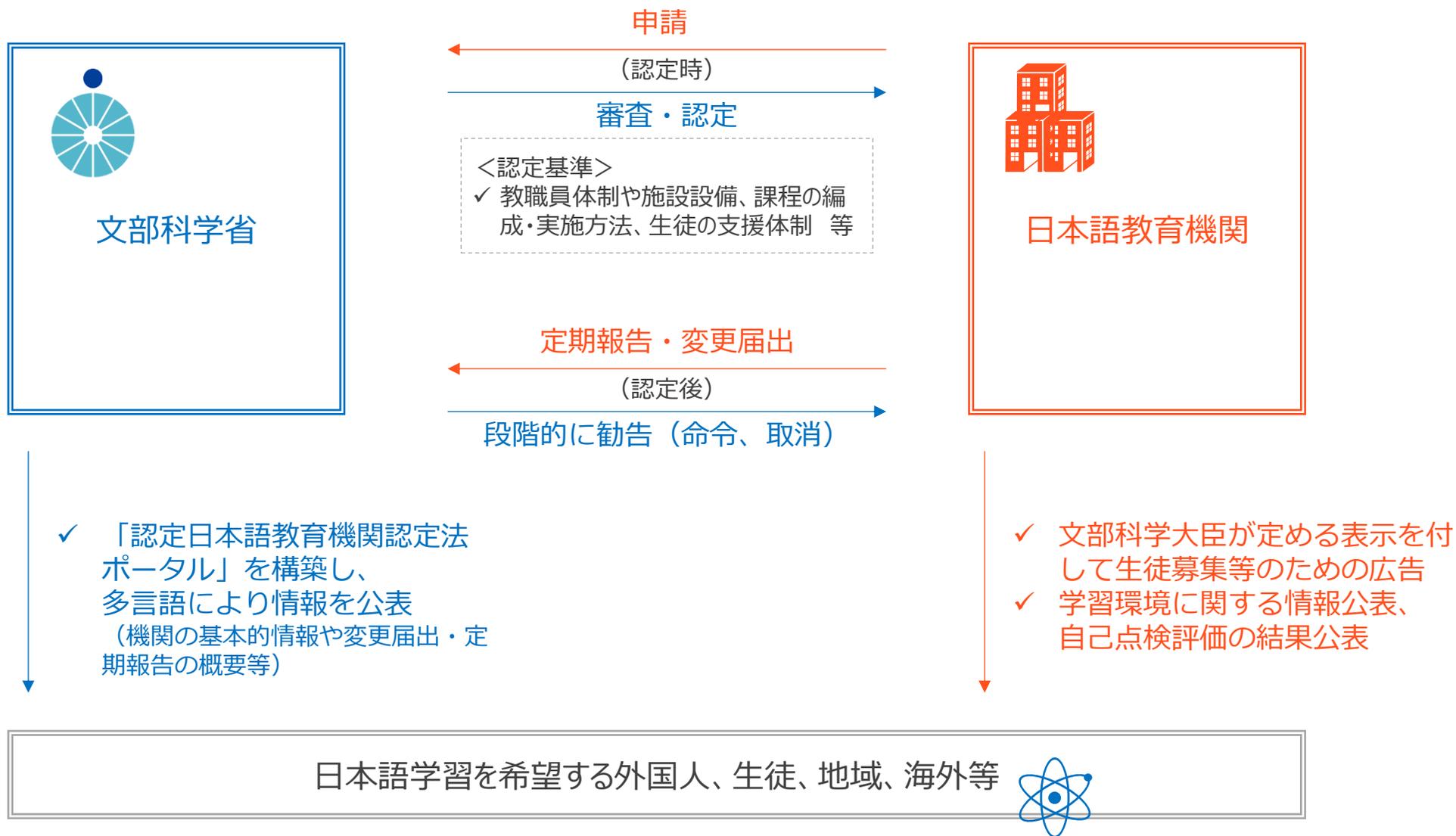
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



## 施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

# 認定日本語教育機関制度の概要



# 認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数 ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

# 認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方（分野別）

「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）より

分野	留学	就労	生活
教育課程編成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学習者が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 健康かつ安全、自立した生活、文化的な生活、社会の一員としての生活を送れるようにすることが求められる。</li> </ul>
到達目標・到達レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性、企業等のニーズ等を踏まえ、Can doで設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 言語活動ごとの目標等※を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。</li> </ul>
「日本語能力」「学習を自ら管理する能力」に加え推奨される学習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域の人々をはじめとした多様な他者との交流</li> <li>✓ 機関内外における体験活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 就労慣行やビジネスマナー</li> <li>✓ 職場見学や職業体験、異業種交流会</li> <li>✓ 業界研究や企画等のプレゼン等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域との交流やイベントへの参加</li> <li>✓ 公私のサービスの利用や防災、健康に関すること</li> <li>✓ 地域課題の検討への参画 等</li> </ul>

## ※ 言語活動ごとの目標等

「日本語教育の参照枠」を参考に作成された、教育課程の到達目標設定の際に参照することを目的とした別表。

この別表では、分野ごとに、「5つの言語活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くこと）別の目標」や「言語活動別の習熟度」について、レベル（A1～C2）ごとの「言語能力記述文（Can do）（日本語を使ってどんなことができるか「～できる」という表現で示した文）」を設定。

## 「日本語教育の参照枠」

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考とした、日本語教育に関わる全ての者が参照できる、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法、評価のための枠組み。日本語能力の熟達度について「全体的な尺度」として6レベルの段階で示し、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。

全体的な尺度

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2



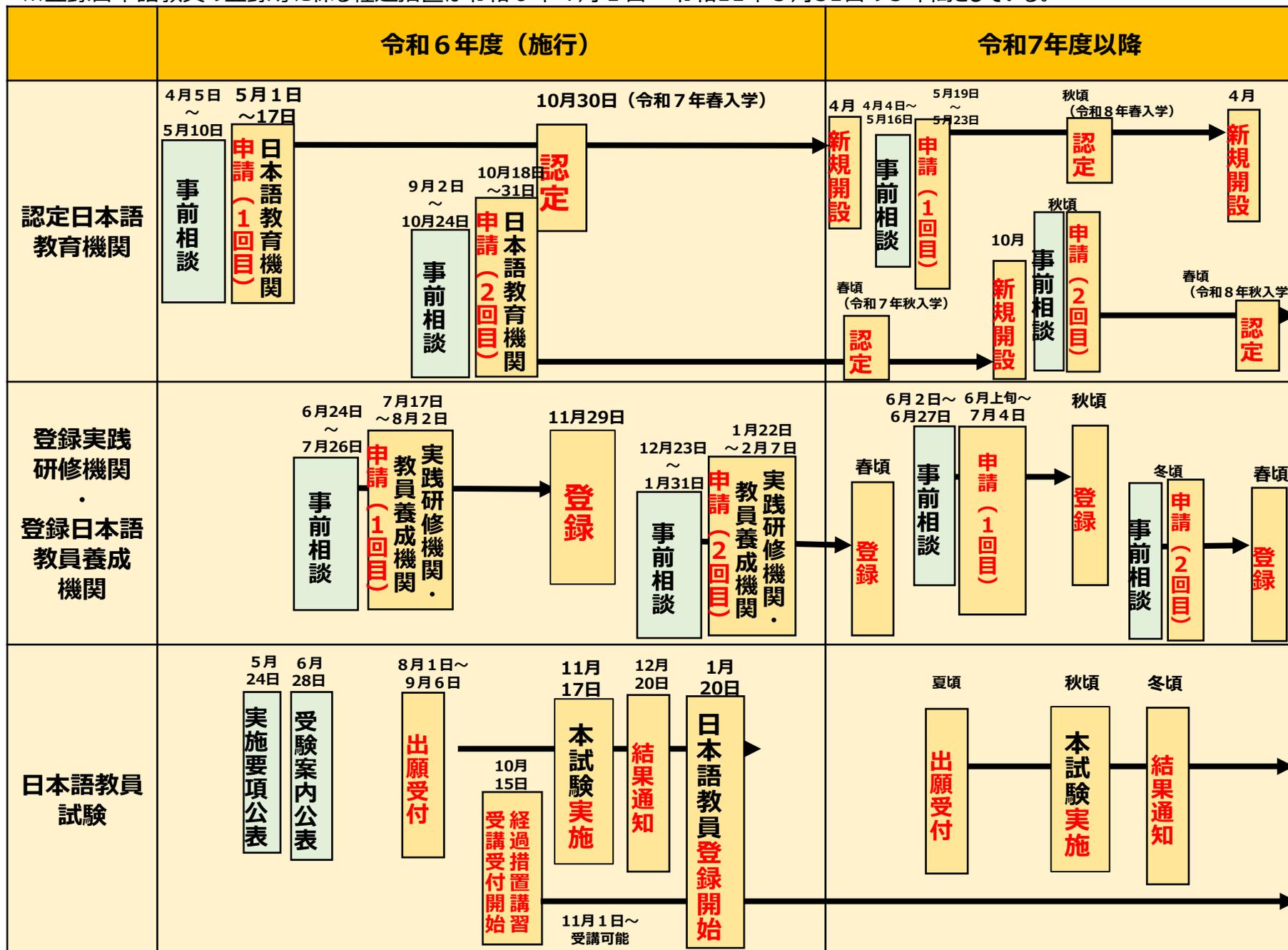
# 登録日本語教員制度の概要



# 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和7年1月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



# 日本語教育の推進に関する法律 概要

## 目的（第一条関係）

- (背景) 日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
  - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

(目的) 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥日本語を学習する意義についての**外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

## 国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務：  
基本理念にのっとり、**日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施**する
- ・地方公共団体の責務：  
基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施**する
- ・事業主の責務：  
基本理念にのっとり、**国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援**に努める
- ・連携の強化      ・法制上、財政上の措置等      ・資料の作成及び公表

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し**、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

## 基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民等**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

### 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

### 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

### 地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

## 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する

## 検討事項（附則第二条関係）

**合議制の機関**を置くことができる。

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
  - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
  - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
  - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

(令和元年6月28日公布・施行)

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的**  
共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務**
  - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
  - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業者の責務**  
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化**

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充**
  - (1) 国内における日本語教育の機会の拡充**  
幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育  
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)
  - (2) 海外における日本語教育の充実**  
外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育  
(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)
- 2 国民の理解と関心の増進**
- 3 日本語教育の水準の維持向上等**
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上**  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等**  
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等**  
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価**  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供**

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制**
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備**  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し**  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

# 「日本語教育推進基本方針」と「総合的対応策」等との関係

参考

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。  
同法に基づく「基本的な方針」(令和2年：閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策として、「総合的対応策」、「ロードマップ」(関係閣僚会議決定)を策定。
- 「基本的な方針」と「総合的対応策」、「ロードマップ」でそれぞれ示されている日本語教育の環境整備などについて、整合性をもって推進。

## 日本語教育の推進に関する法律(令和元年)議員立法

日本語教育推進会議 (令和元年9月：各省申し合わせ) (最終改正：令和6年4月)

1. 「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年)第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため設置
- 2 議長：文部科学省総合教育政策局長、  
外務省大臣官房国際文化交流審議官(共同議長)
- 3：構成員  
こども家庭庁成育局長  
総務省大臣官房総括審議官  
出入国在留管理庁次長  
外務省大臣官房国際文化交流審議官  
文部科学省国際統括官  
文部科学省総合教育政策局長  
文部科学省高等教育局長  
厚生労働省職業安定局長  
経済産業省通商政策局長
- 4 庶務：文部科学省、外務省

整合性をも  
って推進

### ■ 令和2年6月： 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(閣議決定)

- ・5年間(令和2年～令和7年) ※文化庁(当時)、外務省がとりまとめ
- ①基本的な方針、国、地方自治体の責務、②国内、海外の日本語教育機会の充実、③国民の理解、④日本語教育の水準の維持向上、教育課程の編成等

## 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (平成30年7月24日 閣議口頭了解)

- 外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催
- 議長： 内閣官房長官、法務大臣
- 構成員： 関係各省の大臣  
※庶務： 内閣官房、法務省

## 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会 (平成30年7月24日 関係閣僚会議議長決定)

- 議長： 内閣官房副長官(事務)
- 構成員： 関係省庁局長級

### ■ 平成30年12月： 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (関係閣僚会議決定)

- ・令和元年、2、3、4、5、6年度まで毎年改訂

### ■ 令和4年6月： 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 策定(5年間の施策)(関係閣僚会議決定)

- ・令和5、6年度に一部改訂

# 「地域における日本語教育の在り方について」(報告)のポイント

(文化審議会国語分科会 令和4年11月29日)

## 背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年間議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。このような状況を踏まえ、本報告は、
  - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
  - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
  - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



## ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

# 国・都道府県・市町村の役割分担

「地域における日本語教育の在り方について」（報告） 文化審議会国語分科会 令和4年1月29日

主体	役割分担の内容
国	日本語教育の目標及び標準的な内容・方法及び体制整備の在り方を指針として示し、その具体化を担う人材養成を行うこと、日本語能力及び日本語指導力の評価方法等について指針を示すことなどの役割を担う
都道府県	域内の実情に応じた日本語教育の体制整備や、日本語教育の内容等の検討・調整を行うこと、域内の日本語教育事業を推進できる人材を養成することなどの役割を担う
市町村	都道府県が検討・調整した日本語教育の内容等を現場の実情に沿って具体化すること、地域における日本語教育の指導者を養成することなどの役割を担う

# 「日本語教育の参照枠」の概要

## 「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）\*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」等を作成・公開している。

## \*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

## 「日本語教育の参照枠」

## 全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したものを

## 5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと  
（やりとり）

話すこと（発表）

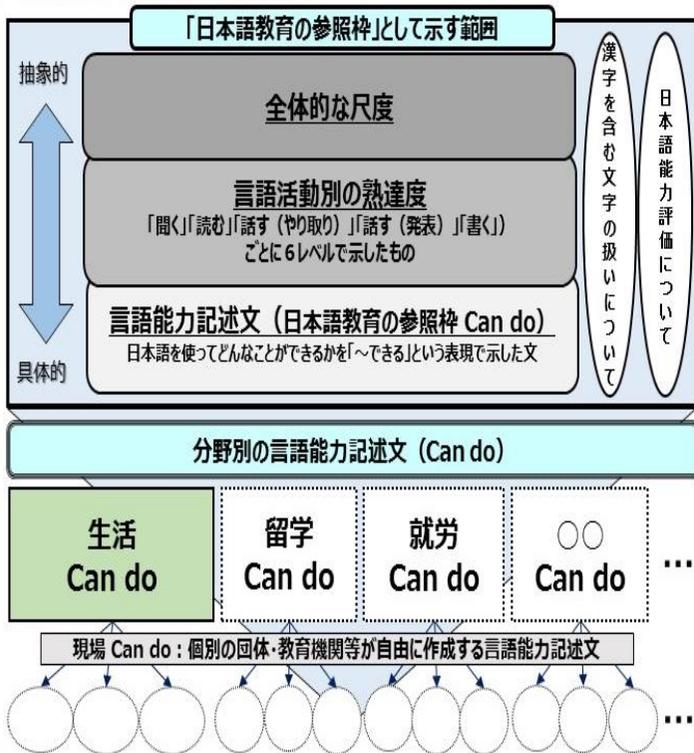
書くこと

## 期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。**
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。**
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。**
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

## 1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



## 2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ① 生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ② 学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③ 評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
<b>C2</b> 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	<b>B2</b> 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。	<b>A2</b> ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
<b>C1</b> いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	<b>B1</b> 仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。	<b>A1</b> 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

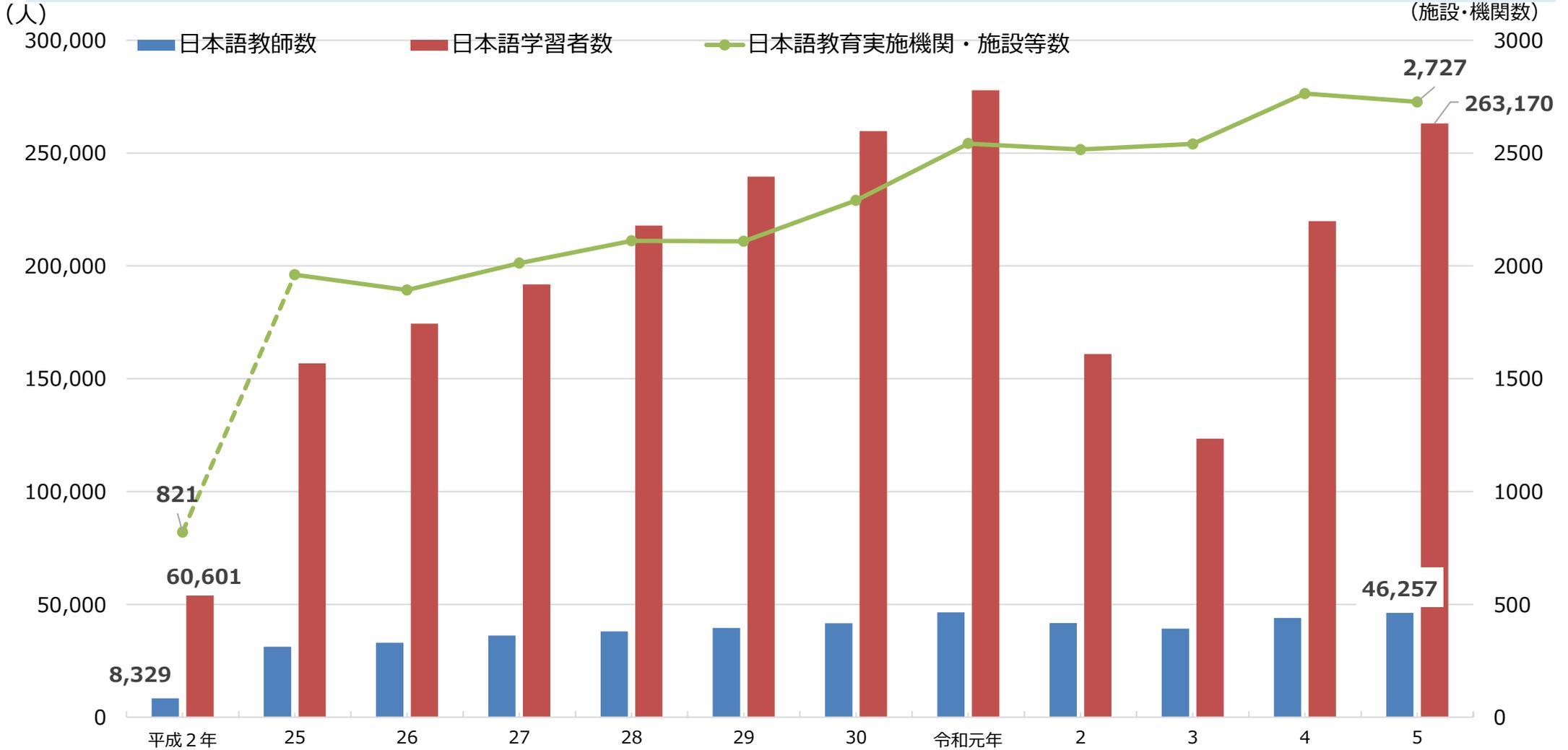
\*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

# 国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和5年：26万人) 令和4年：22万人
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和5年：2,727機関) 令和4年：2,764機関
- ▶日本語教師数 (平成2年：8,329人 → 令和5年：46,257人) 令和4年：44,030人

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



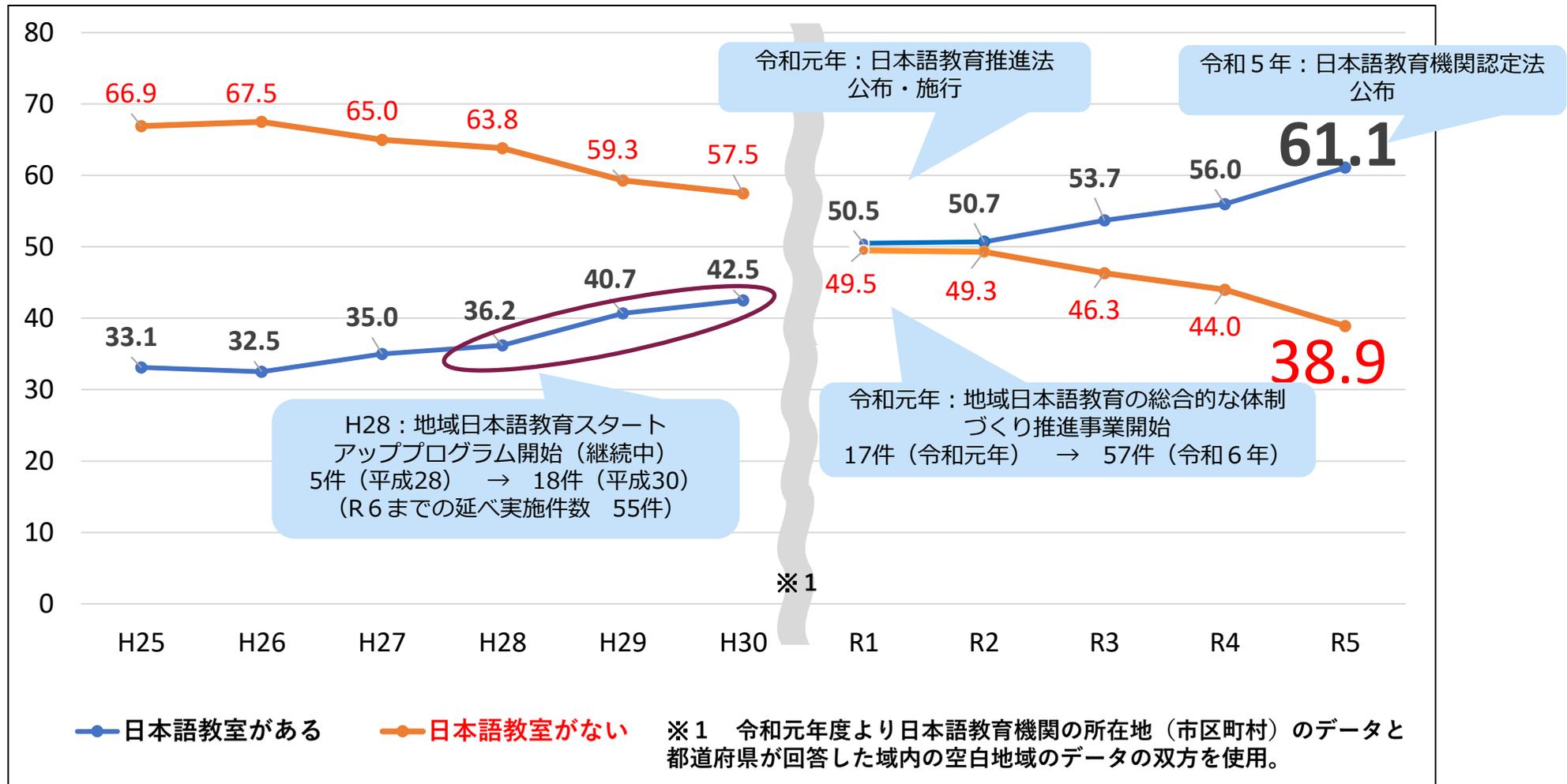
※ 出典：文部科学省\*「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在) \*令和4年度までは文化庁が公表

※外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

# 日本語教育実態調査令和5年度 結果まとめ

## 市区町村における日本語教室の有無の推移

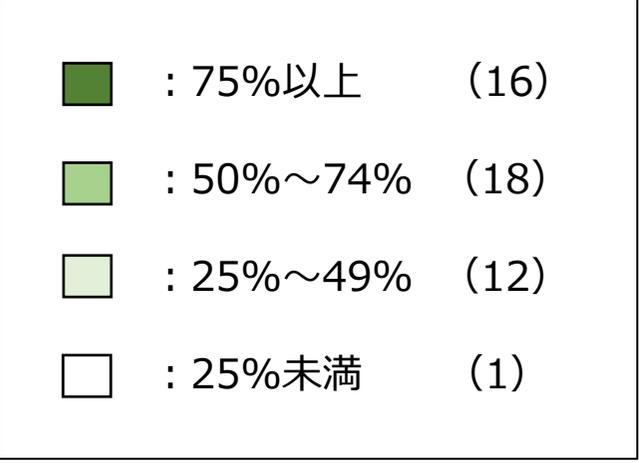
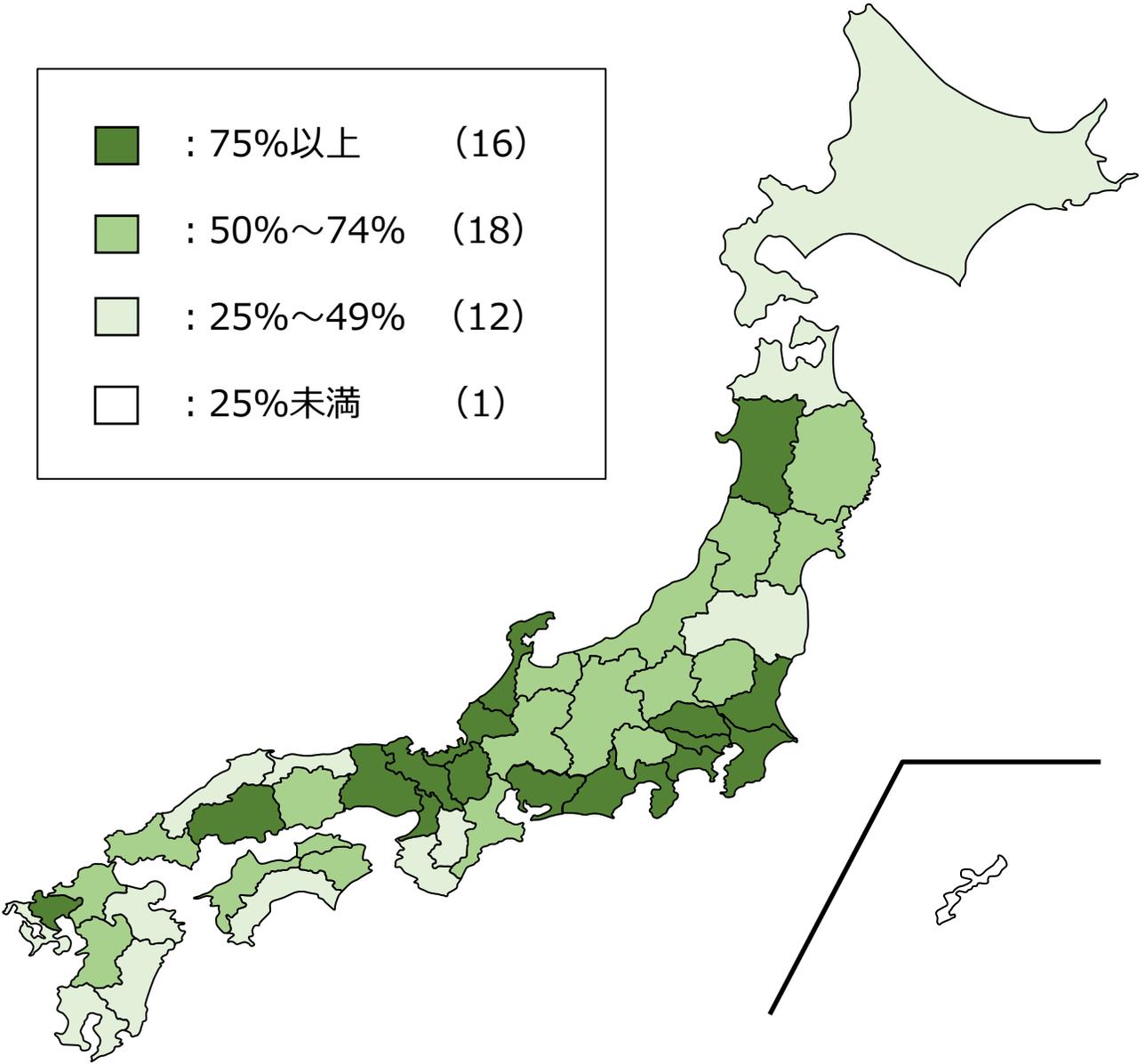
- ・域内に「日本語教室がある」市区町村（政令市の行政区を含む）は令和5年度 61.1%
- ・「日本語教室空白地域」(\*)は平成24年度は64.4%であったが、令和5年度 38.9%



(\*) 「日本語教室空白地域」とは？

地域における日本語教育（オンラインによる日本語教育を除く）が実施されていない市区町村を指す。

# 日本語教室※<sub>2</sub>がある市区町村等※<sub>3</sub>の割合（都道府県別） （令和5年度）

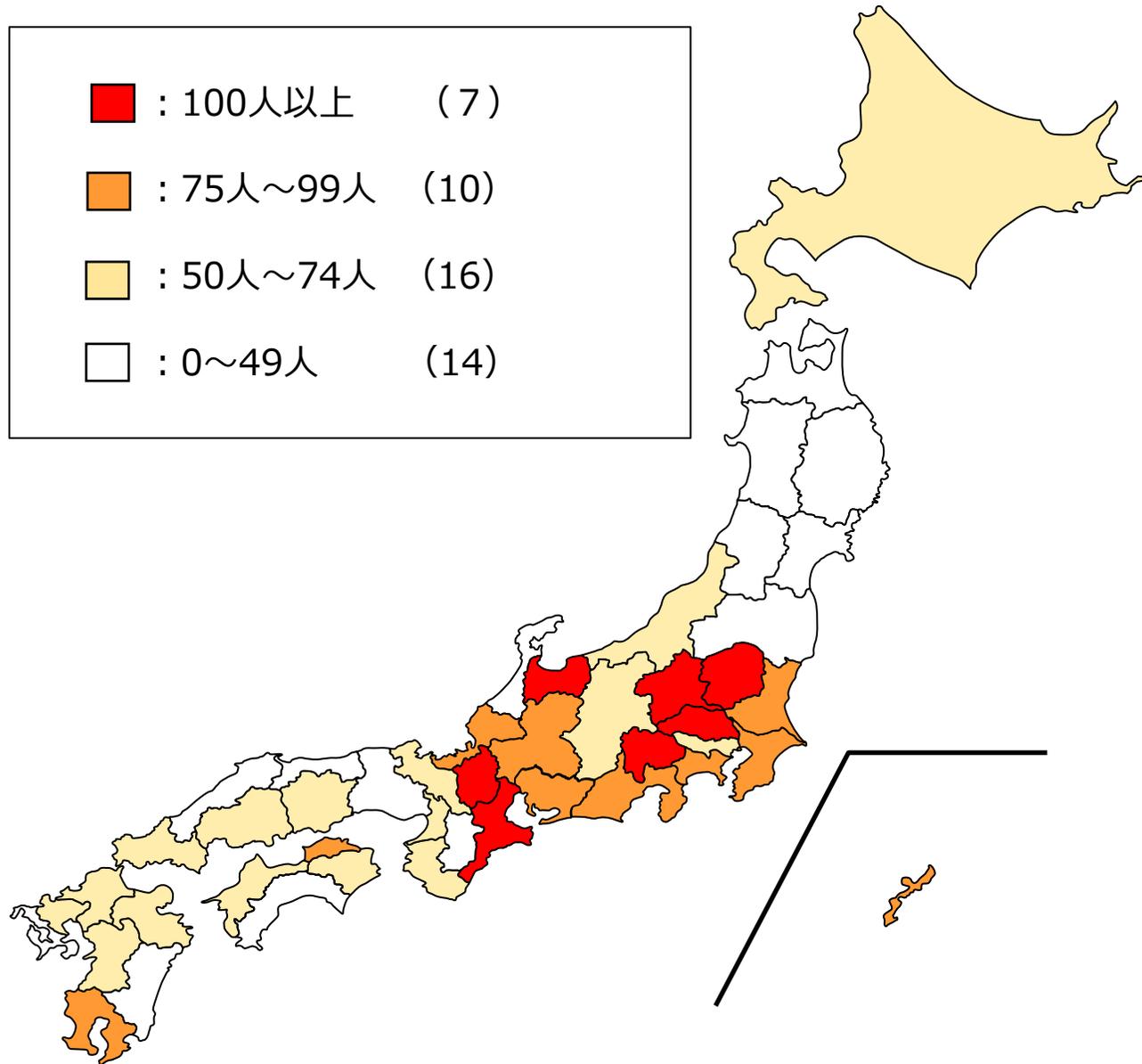


都道府県	市区町村等 (A)	うち、日本語教室がある (B)	Aに占めるBの割合
北海道	188	57	30.3%
青森県	40	10	25.0%
岩手県	33	18	54.5%
宮城県	39	20	51.3%
秋田県	25	21	84.0%
山形県	35	21	60.0%
福島県	59	22	37.3%
茨城県	44	38	86.4%
栃木県	25	16	64.0%
群馬県	35	18	51.4%
埼玉県	72	62	86.1%
千葉県	59	46	78.0%
東京都	62	47	75.8%
神奈川県	58	52	89.7%
新潟県	37	27	73.0%
富山県	15	10	66.7%
石川県	19	17	89.5%
福井県	17	13	76.5%
山梨県	27	16	59.3%
長野県	77	41	53.2%
岐阜県	42	30	71.4%
静岡県	43	37	86.0%
愛知県	69	60	87.0%
三重県	29	15	51.7%
滋賀県	19	15	78.9%
京都府	36	27	75.0%
大阪府	72	67	93.1%
兵庫県	49	49	100.0%
奈良県	39	18	46.2%
和歌山県	30	12	40.0%
鳥取県	19	7	36.8%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	30	19	63.3%
広島県	30	23	76.7%
山口県	19	12	63.2%
徳島県	24	13	54.2%
香川県	17	12	70.6%
愛媛県	20	13	65.0%
高知県	34	13	38.2%
福岡県	72	46	63.9%
佐賀県	20	15	75.0%
長崎県	21	9	42.9%
熊本県	49	28	57.1%
大分県	18	8	44.4%
宮崎県	26	10	38.5%
鹿児島県	43	14	32.6%
沖縄県	41	6	14.6%
合計/平均	1,896	1,159	61.1%

※1 文部科学省「令和5年度日本語教育実態調査」  
 ※2 日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、市区町村等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。  
 ※3 市区町村等の数には、政令指定都市の行政区を含む。

# 日本語教師1人当たりの在留外国人数※2 (都道府県別)

## (令和5年度)



都道府県	在留外国人 (A)	日本語教師 (B)	(B)1人当たりの(A)
北海道	49,152	691	71.1
青森県	7,164	158	45.3
岩手県	9,112	244	37.3
宮城県	25,220	644	39.2
秋田県	4,940	165	29.9
山形県	8,756	223	39.3
福島県	16,789	347	48.4
茨城県	85,858	980	87.6
栃木県	48,430	479	101.1
群馬県	70,317	470	149.6
埼玉県	221,835	2,153	103.0
千葉県	192,443	2,081	92.5
東京都	627,183	11,676	53.7
神奈川県	256,738	2,737	93.8
新潟県	19,710	314	62.8
富山県	20,958	154	136.1
石川県	18,302	416	44.0
福井県	16,794	192	87.5
山梨県	20,585	120	171.5
長野県	41,540	561	74.0
岐阜県	65,475	703	93.1
静岡県	110,354	1,318	83.7
愛知県	297,248	3,368	88.3
三重県	61,208	539	113.6
滋賀県	39,009	317	123.1
京都府	71,775	1,281	56.0
大阪府	285,272	4,576	62.3
兵庫県	127,090	2,624	48.4
奈良県	16,420	331	49.6
和歌山県	8,379	112	74.8
鳥取県	5,274	178	29.6
島根県	9,945	221	45.0
岡山県	33,522	576	58.2
広島県	58,954	858	68.7
山口県	18,391	344	53.5
徳島県	7,343	145	50.6
香川県	16,319	189	86.3
愛媛県	15,054	223	67.5
高知県	5,663	163	34.7
福岡県	93,312	1,733	53.8
佐賀県	8,792	156	56.4
長崎県	12,011	348	34.5
熊本県	22,318	320	69.7
大分県	16,936	251	67.5
宮崎県	8,781	180	48.8
鹿児島県	14,855	155	95.8
沖縄県	23,019	243	94.7
合計/平均	3,214,545	46,257	72

出典：文部科学省「令和5年度日本語教育実態調査」、入管庁「在留外国人統計」（令和5年6月末時点）

※1日本語教育を実施する機関・施設のうち、大学等機関、法務省告示機関を除き、地方公共団体等、国際交流協会、NPO法人等の所在地を集計。国内のすべての日本語教育を実施する機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。

※2全ての在留外国人が日本語を学習しているものではない。

# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和7年度予算額（案） 550百万円  
（前年度予算額 495百万円）

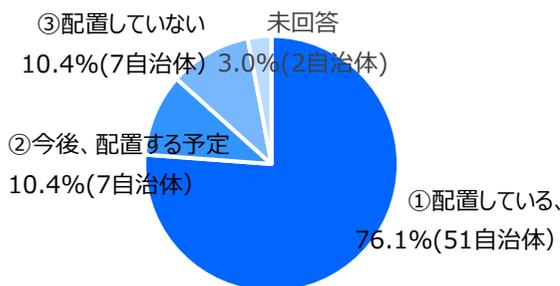


文部科学省

## 背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
  - 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
  - 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。
- ※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

## 事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 513百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：53件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

### （1）広域での総合的な体制づくり

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：

- ・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
- ・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

### （2）地域の日本語教育水準の維持向上

①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行

- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル(B1)・時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

### （3）都道府県等を通じた市町村への支援

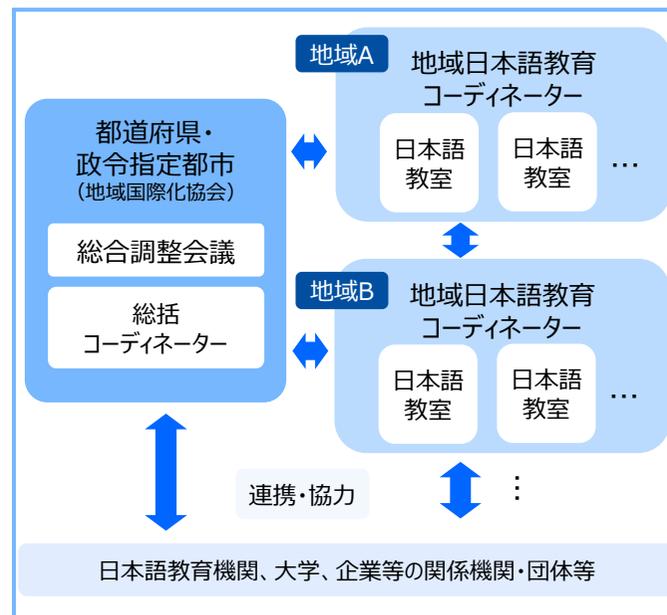
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

市町村向け間接補助分  
特別交付税措置

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 31百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

## ▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



### アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による支援の実施

### 短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による各地域での日本語教育支援体制の整備

### 中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

### 長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業による日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課） 18

令和6年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業  
**地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体**

**都道府県  
(41団体)**

- ・ 北海道
- ・ 青森県
- ・ 岩手県
- ・ 宮城県
- ・ 山形県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県★
- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 新潟県
- ・ 富山県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県★
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 鳥取県
- ・ 島根県
- ・ 岡山県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 香川県
- ・ 愛媛県
- ・ 高知県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県

**政令指定都市  
(16団体)**

- ・ 仙台観光国際協会
- ・ さいたま市
- ・ 千葉市★
- ・ 川崎市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市国際交流協会
- ・ 浜松市★
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市国際交流協会
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 岡山市
- ・ 広島市
- ・ 北九州国際交流協会
- ・ 福岡市
- ・ 熊本市



**合計 57団体**

【参考】

令和5年度	54団体
令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

下線:新規応募団体  
 ★:補助率嵩上げ(3分の2)

※47都道府県・20政令指定都市が対象。  
 相模原市は神奈川県の間接補助事業として実施。

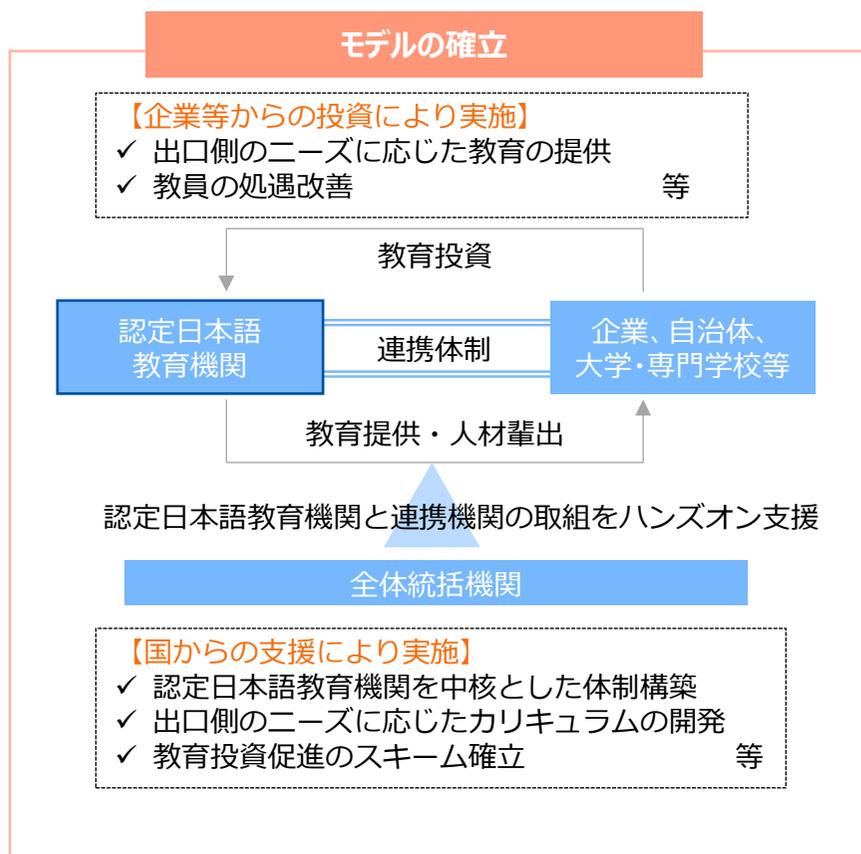
## 背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

## 事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



### 【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）  
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

モデルの普及

産業界等の投資と教育質向上の好循環創出

地域経済の活性化・共生社会の実現

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞  
（令和6年6月21日閣議決定）  
（外国人材の受入れ）  
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 参考資料

---

# 外国人等に対する日本語教育の推進

令和7年度予算額（案） 1,598百万円  
 (前年度予算額) 1,583百万円  
 令和6年度補正予算額 456百万円



## 現状・課題

我が国の在留外国人は令和5年末で約341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者も令和5年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

## 事業内容

<b>1</b> 確保 展開・学習機会の全国	<b>①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)</b> <b>550百万円(495百万円)</b>	<b>②日本語教室空白地域解消の推進強化</b> <b>147百万円(148百万円)</b>	<b>③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業</b> <b>180百万円(240百万円)</b>	<b>2</b> 向上等 日本語教育の質の	<b>①認定日本語教育機関活用促進事業(新規)</b> <b>352百万円(令和6年度補正予算額)</b>	<b>②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業</b> <b>229百万円(241百万円)</b>	<b>③省庁連携日本語教育基盤整備事業等(拡充)</b> <b>9百万円(6百万円)</b>	<b>④日本語教育に関する調査及び調査研究</b> <b>170百万円(170百万円)</b>	<b>条約難民等に対する日本語教育</b> <b>236百万円(240百万円)</b>	<b>⑤資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上</b> <b>354百万円(376百万円)</b> <b>104百万円(令和6年度補正予算額)</b>
	地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 令和7年度には53自治体(全体の8割)まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。	日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づく動画コンテンツや新たな言語を追加開発。	NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。(障害を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等)		日本語教育を推進するため、以下を実施。 ・日本語教育推進関係者会議の開催 ・日本語教育大会の開催 ・日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)の運用	認定日本語教育機関を中核とした企業等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。 ・企業等との連携によるカリキュラム開発 ・教育手法の高度化 ・教育効果の検証手法の確立 ・外部資金調達スキーム構築 等	日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び登録日本語教員の資格創設を踏まえ、 ・現職日本語教師研修プログラム普及 ・日本語教師養成・研修推進拠点整備 ・日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。	条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。 ○ 条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。	日本語教育機関認定法の実施に必要な環境整備を図る。 ・日本語教員試験の実施 ・日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用(令和6年度補正予算において、改修等に必要な経費を計上) ・現職日本語教師への講習実施(経過措置)

### アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

### 短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

### 中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

### 長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与(担当：総合教育政策局日本語教育課)

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額

147百万円  
148百万円）



文部科学省

## 現状・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は737である（令和5年11月現在）。その地域に在住する外国人数は141,309人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

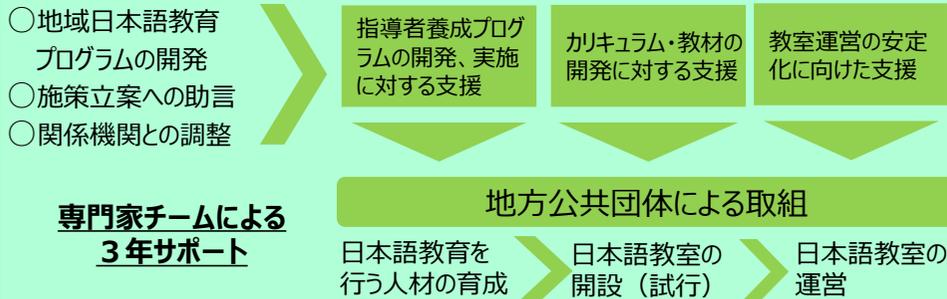


## 事業内容

### 1 地域日本語教育スタートアッププログラム

- 日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。件数：19件

#### ▼ アドバイザー派遣の支援



#### ▼ 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

### 2 ICT教材の開発・提供



▼ 日本語学習サイト  
「つながるひろがる にほんごでのくらし」  
（通称：つなひろ）

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 19言語（令和6年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、シンハラ語（予定）、日本語

- 令和7年度は、引き続き、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語を追加。

### 3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

#### アウトプット（活動目標）

- 日本語教室空白地域に対する地域日本語教室スタートアッププログラムによる支援の提供
- 空白地域に在住する外国人が日本語を身に付けられる日本語学習教材の充実

#### 短期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援による日本語教室の開設

#### 中期アウトカム（成果目標）

- 地域日本語教室スタートアッププログラムの支援によって開設された日本語教室の運営維持、安定化

#### 長期アウトカム（成果目標）

- 日本語教室開設地域の増加による日本語学習機会の普及
- 在留外国人のICT教材の利用拡大による日本語学習機会の向上



文部科学省

# TSUNAHIRŌ

## 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでの暮らし



### 概要

**日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が  
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開**  
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)

### 内容

- ・調査研究に基づく内容の検討追加 (R5：子育て・教育、R6：働く)
- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動

### 対応言語 全18言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語  
**フランス語【R5 公開】**

### 使い方ガイドブック等の作成 活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



### 実績 (令和5年度) 210万アクセス

# 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

18百万円  
24百万円



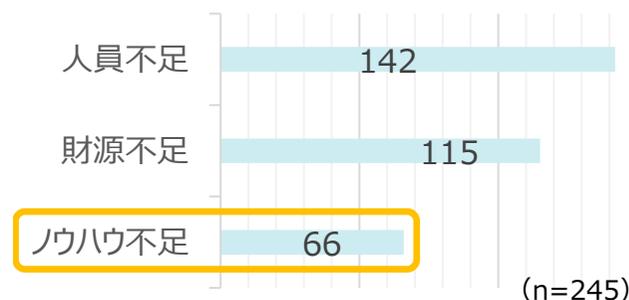
文部科学省

## 現状・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果(※)によれば、多数の団体から「子育て・教育」「就労」等のライフステージによる、「特定の課題に対する学習ニーズ」（以下「特定のニーズ」という。）が指摘されている。また、有識者からも、障害や識字、文化的背景等に伴う学習上の困難により、合理的配慮や個別対応等が必要な外国人に対する日本語教育の在り方を検討する必要性が示唆されている。一方、「特定のニーズ」に対応するためのノウハウ不足を課題とする自治体が多数あり、こうした専門性が必要となるニーズへの対応が困難な状況にある。このため、行政区域を越えて広域で共通する「特定のニーズ」に対応した日本語教育プログラム及びその実施体制を実践的に検討・開発し、普及することが必要である。

※「令和5年度各地域における日本語教育に関する取組について（回答一覧）」（令和5年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議）

## 地域の日本語教育に関する課題



（出典）出入国在留管理庁「地方公共団体における共生施策の取組状況等に関する調査」

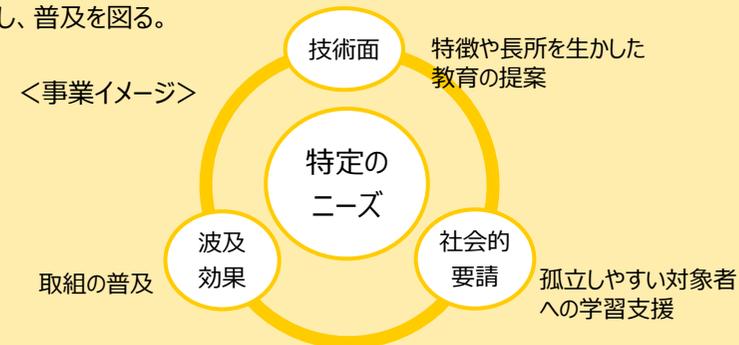
## 事業内容

### ◆ 地域日本語教育実践プログラム 件数：6件

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域日本語教育における、広域で共通する「特定のニーズ」に対応した先進的な取組の創出。

### ▼ 各団体の特徴や長所を生かした創意ある取組を普及

「特定のニーズ」に対応した外国人等の効果的な日本語習得、及び他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る。



### ▼ 想定される取組例

#### ● 障害を有する外国人に対する日本語教育の取組

障害特性を考慮したカリキュラムデザインや障害特性の理解を促すための研修を通じた、障害を有する外国人に対する日本語学習環境を整備する取組

#### ● 特定の課題を抱える外国人に対する日本語教育の取組

文化や宗教上の理由により、外出等が制限され、学習機会へのアクセスが困難な外国人に対して、社会参加を促すカリキュラムデザインや日本語学習に対する周囲の理解を推進する取組

### アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する「特定のニーズ」に応じた先進的な日本語教育の在り方の検討
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進

### 短期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語を用いて、健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになる。

### 中期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

### 長期アウトカム（成果目標）

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。

# 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

236百万円  
240百万円



文部科学省

## 現状・課題

**条約難民**（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「平成18年以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。（R7：70人）

**第三国定住難民**（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等）（R7：60人）

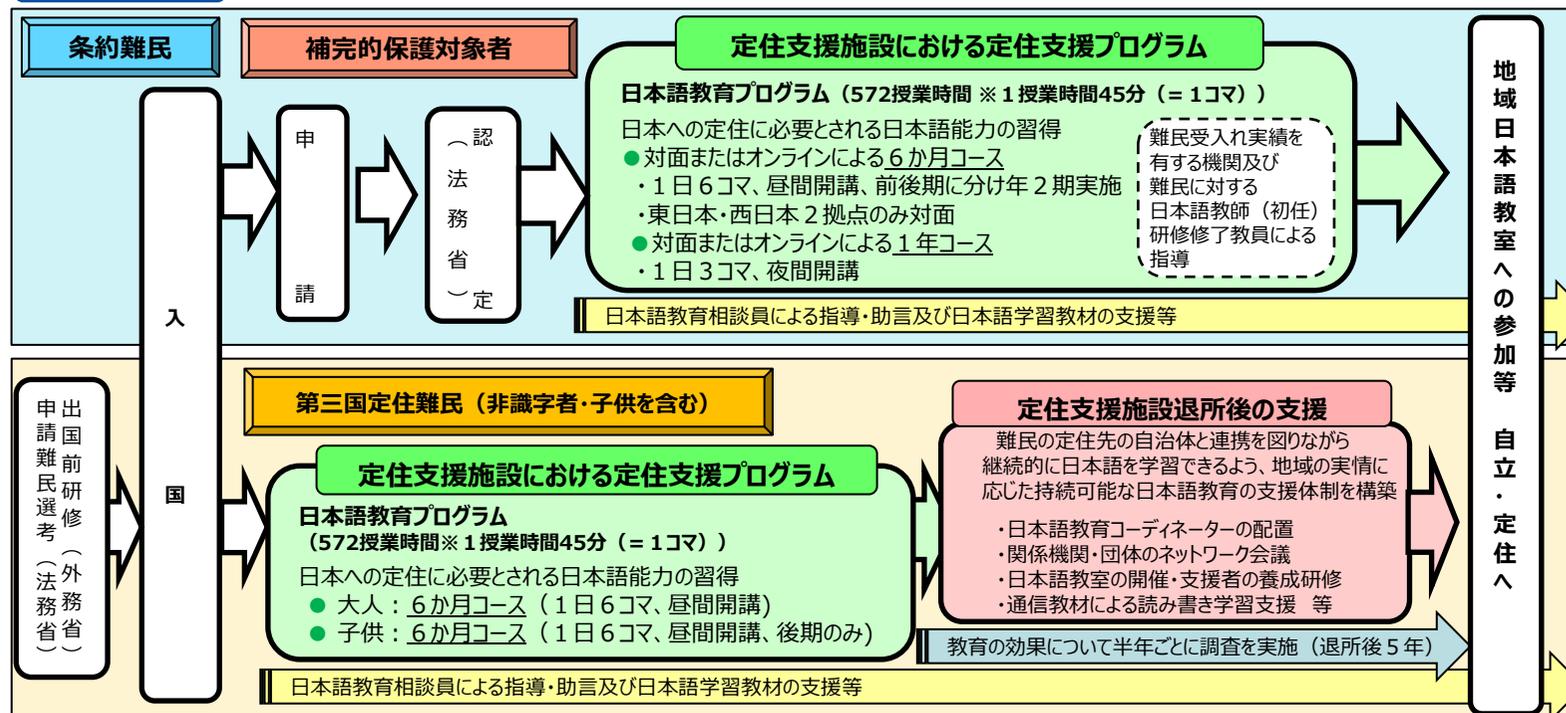
**補完的保護対象者**（※3）については、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること以外の要件を満たすもの（紛争避難民等）を保護するために創設。条約難民と同等の支援を行う。（R7：170人）

※1 **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

※2 **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

※3 **補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

## 事業内容



### アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要なとされる  
B1相当までの日本語能力の習得

### 短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進  
定住先自治体の負担軽減

### 長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

# 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和7年度予算額（案）  
（前年度予算額）

229百万円  
241百万円



文部科学省

## 現状・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。日本語教師等の指導者は、在留外国人数や日本語学習者数が増えている状況にあっても、約4万人前後と横ばいになっており、そのうち5割以上をボランティアが占めるなど、その指導体制は厳しい状況。

「日本語教育機関認定法」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度が創設され、認定日本語教育機関には登録日本語教員が配置されることとなっている。日本語教育の質の向上のためには、登録日本語教員の継続的なスキルアップが重要であり、そのための養成・研修には大学等の専門的な日本語教育の指導方法等の教育研究・手法を反映させ、充実を図る必要がある。併せて、日本語教育における専門人材の確保が困難な状況にある中、「潜在的な」日本語教師の現場復帰を促進し、教員不足の解消を図る必要がある。

※留学生、生活者、就労者等の分野別の研修の充実をはじめとする日本語教師のキャリア形成支援、人材確保策の検討については「日本語教育機関認定法」に係る衆参両院の附帯決議で配慮を求められているところ。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



## 事業内容

### (1) 現職日本語教師研修プログラム普及事業

153百万円（161百万円）

- 目的：日本語教師のキャリア形成に必要な下記①～⑨の研修を専門機関で実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
  - 内容：日本語教師に対し審議会報告等に基づき開発された優良研修モデルを全国で実施。
  - 期間：令和2年度～
  - 委託先：日本語教師養成専門機関
  - 件数・単価：11箇所×約8～24百万円
- 【初任日本語教師研修】
- ①生活者としての外国人、②留学生、③児童生徒等、④就労者、⑤難民等、⑥海外赴任
- 【中堅以上コーディネーター研修】
- ⑦中堅日本語教師（3～5年目）
  - ⑧主任教員
  - ⑨地域日本語教育コーディネーター



### (2) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業

60百万円（60百万円）

- 目的：大学等の高度かつ専門的な日本語教育の指導法等の教育研究・手法を養成・研修に反映。
  - 内容：日本語教師の養成を行う大学等を拠点としたネットワークの構築、日本語教師養成・研修の担い手の育成プログラム開発及び研修の実施。
  - 期間：令和5年度～令和9年度
  - 委託先：大学・大学院等専門機関
  - 件数・単価：6箇所×約10百万円
- ①北海道・東北、②関東・甲信越
  - ③中部、④近畿、⑤中国・四国
  - ⑥九州・沖縄



### (3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業

17百万円（20百万円）

- 目的：日本語教育機関認定法の施行に伴う登録日本語教員不足の解消。
- 内容：登録日本語教員の資格を有していない現職日本語教師、日本語教育に関する知識や技能を有しながら現在日本語教育に携わっていない「潜在的な」日本語教師等に向けたオンデマンド研修プログラムの開発及び研修の実施。
- 期間：令和5年度～令和9年度
- 委託先：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- 件数・単価：2箇所×約8百万円



## アウトプット（活動目標）

- ・全国6箇所の推進拠点（ネットワーク）
- ・現職日本語教師の研修 年間7百人
- ・オンデマンド研修受講者 年間40百人

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点の充実
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の希望者の増加

## 中期アウトカム（成果目標）

- ・養成・研修の拠点（自走化）
- ・日本語教師の各分野での活躍促進
- ・登録日本語教員の増加

## 長期アウトカム（成果目標）

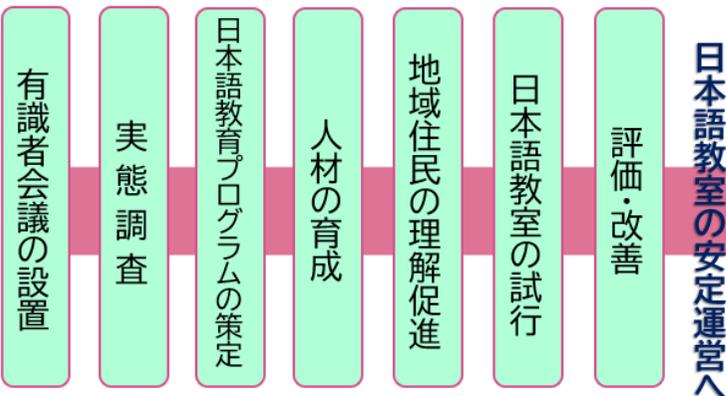
- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

# 地域における日本語教育の施策推進に向けて <その1>

## Step1 日本語教室立ち上げプロセスの検討

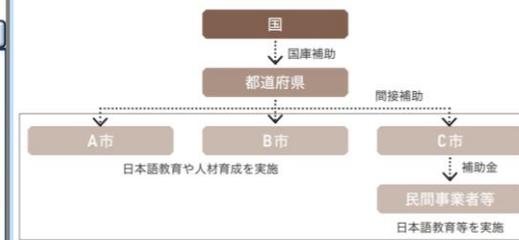
### 地域が目指すビジョン



日本語教室の立ち上げ等の際には、どのように日本語教室の実施をはじめとする施策展開を進めていくか検討することが求められます。

## Step2 都道府県等との役割分担・連携の検討

都道府県	市町村
<b>1. 域内の日本語教育の体制整備</b> ○域内の日本語教育体制の整備 ○関係団体の連絡会議等の開催 ○指針として文化審議会国語分科会が「地域における日本語教育の在り方について」「日本語教育の参照料」等を示した指針等を踏まえ、域内の日本語教育の実施体制を整備・強化 ○広域行政の観点から、関係機関と連携して域内の日本語学習環境の整備	<b>1. 日本語教育の実施</b> ○都道府県、近隣市町村、関係機関と連携して日本語教室の設置・運営や、日本語教育を実施する団体等の活動に対する支援等により日本語学習環境の整備 <b>2. 日本語学習支援者の育成</b> ○地域における日本語学習支援者の養成 <b>3. 外国人等のニーズの把握</b> ○教室の設置・運営のための学習者のニーズの把握 ○新たな事業を実施するに当たって、外国人のニーズの把握 <b>4. 日本語教育に関する広報、住民の理解促進</b> ○教室における活動内容の広報 ○新たに事業を実施するに当たって、住民の理解を得ること
<b>2. 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修</b> ○域内において、市町村の日本語教育担当者や指導者の研修	
<b>3. 域内の日本語教育のニーズの把握</b> ○域内の日本語教育の実態やニーズの把握	
<b>4. 域内の日本語教育の活動内容の広報</b> ○日本語教育の活動内容の広報	



「令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」(文化庁、令和5年3月)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/pdf/94024801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/pdf/94024801_01.pdf)

地域における日本語教育の在り方について(報告)  
 (文化審議会国語分科会、令和4年11月)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashin\\_gikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashin_gikai/kokugo/hokoku/pdf/93798801_01.pdf)

## Step3 域内のニーズの調査・基本方針策定等

日本語教育に関する調査の共通利用項目

[1] 外国人の属性等に関する項目

①外国人の属性等

問1 あなたの性別はどちらですか。  
 ①男 ②女

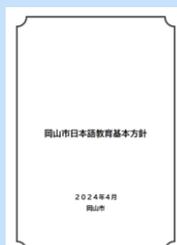
問2 あなたの年齢は次のどれですか。  
 ①～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳  
 ⑤50～59歳 ⑥60～69歳 ⑦70歳～

問3 あなたの出身は次のどれですか。  
 ①中国 ②韓国・朝鮮 ③フィリピン ④ブラジル ⑤ベトナム  
 ⑥米国 ⑦ペルー ⑧タイ ⑨オーストラリア ⑩台湾  
 ⑪その他 ( )

問4 あなたの在留資格は次のどれですか。  
 ①特別永住者 ②永住者 ③留学  
 ④技能実習 ⑤定住者 ⑥日本人の配偶者等  
 ⑦家族滞在 ⑧人文知識・国際業務 ⑨技術  
 ⑩技能 ⑪特定活動 ⑫永住者の配偶者等  
 ⑬その他



高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針



岡山市日本語教育基本方針

国で示された、日本語教育の調査のための「共通利用項目」を参照し、域内のニーズや個々のニーズ等を調査することで、日本語教育施策の立案のための基礎資料を検討。

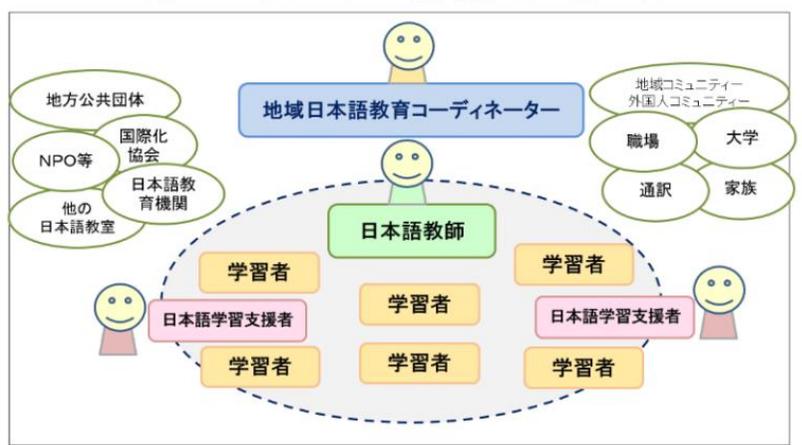
調査結果をもとに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針の策定を検討。都道府県や他の地方公共団体や、上位計画等と一体的に策定することも可能。

## 情報収集 会議・研修・セミナー等

- **都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修**  
 都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者を対象に、情報交換を行い、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を図ることを目的とした研修を開催しています。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/todofuken\\_kenshu/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/)
- **都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議**  
 地域における日本語教育に関する情報や課題を共有し、連携を深め、課題解決に向けた意見交換を通じて、今後の日本語教育施策に役立てることを目的とした会議を開催しています。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/todofuken\\_renrakukaigi/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_renrakukaigi/)
- **空白地域解消推進セミナー**  
 日本語教室の空白地域解消に関する先進事例の紹介を行うとともに、日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うことを目的とした協議会を開催しています。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kuhakuchiiki\\_kyogikai/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kuhakuchiiki_kyogikai/)
- **日本語教室開設のための研究協議会**  
 日本語教室の空白地域解消に向けて、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会を開催しています。  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kenkyu\\_kyogikai/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kenkyu_kyogikai/)

# 地域における日本語教育の施策推進に向けて <その2>

## Step4 実施体制検討—日本語教育人材活用



地域において日本語教室を運営するにあたり、地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者が連携した在り方が例として示されています。

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会、平成31年3月）  
[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908_03.pdf)

## Step5 日本語教育の内容検討

「日本語教育の参照枠」が示す範囲

<b>全体的な尺度</b> 日本語能力の熟達度について 全体的な尺度を6レベルで示したもの	<b>言語活動別の習熟度</b> 日本語能力の熟達度を5つの言語活動「聞く」「読む」「話す(やり取り)」「話す(発表)」「書く」ごとに6レベルで示したもの	<b>言語能力記述文</b> (日本語教育の参照枠 Can do) 日本語を使って どんなことができるかを「～できる」という表現で示した文	漢字を含む文字の扱いについて 日本語能力評価について
---	--	--	-------------------------------

← 抽象的 / 具体的

分野別の言語能力記述文 (Can do)

生活Can do / 就労Can do / 留学Can do / ○○Can do

現場 Can do: 個別の団体・教育機関等が自由に作成する言語能力記述文

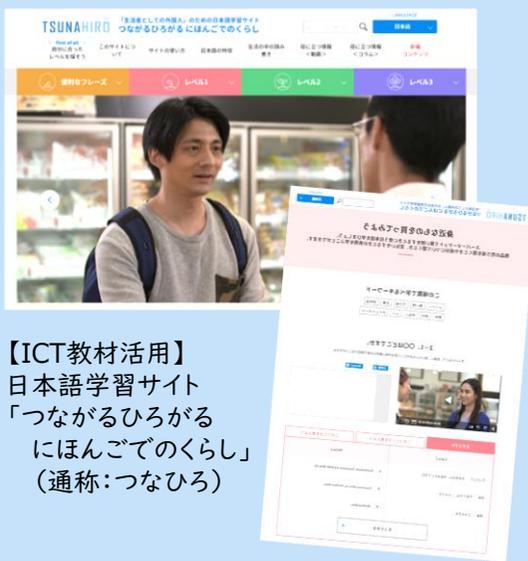


日本語教育の参照枠及び「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの検討を推進しています。

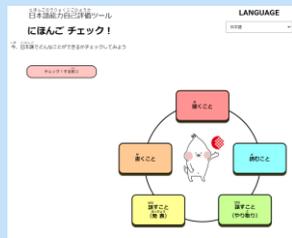
「日本語教育の参照枠（報告）」（文化審議会国語分科会、令和3年10月）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93736901_01.pdf)

地域における日本語教育の在り方について（報告）別冊「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」一覧」（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会、令和4年11月）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93913301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93913301_01.pdf)

## Step6 教材・リソースの活用



【ICT教材活用】  
日本語学習サイト「つなひろ」にほんごでのくらし（通称：つなひろ）



【評価ツール】  
日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」



【専門家活用】地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣支援

## 事例収集 事業の実施報告書等



「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 事例報告書」

「日本語教室立ち上げハンドブック」

都道府県や政令市が地域日本語教育の体制整備に向けた実施体制や目標、各種取組状況を記載。

日本語教室の空白地域の自治体が日本語教室を立ち上げた事例を紹介。